

## 「碍」の字表記問題再考 (12)

2012年5月29日の衆議院第180回国会において、内閣総理大臣宛に「碍」の常用漢字への追加に関する質問主意書が提出されている。これに対する政府の回答は、「漢字使用の目安である常用漢字表の字種は、その漢字が一般の社会生活において頻繁に使用され、他の熟語の構成要素ともなっていることを基準として選定されており、全ての常用漢字は、その基準に合致している。「碍」については、文化審議会によって当該基準に合致していないと判断され、常用漢字表の字種として選定されなかった。」と説明している。

2010年に常用漢字表の改訂が行われているが、その際の改訂思案に対する意見募集では、「戦前は常用漢字として使用されていた。碍の字を復活させるべき」との声が数多く寄せられたが、結果として「碍」は追加されなかった経緯がある。

### 明治時代の漢字政策

中国で誕生した漢字がわが国に伝来したのは4世紀頃といわれている。その漢字が日本語として定着し、使いこなされるようになったのが7世紀頃のものである。わが国最古の歴史書といわれる『古事記』や『日本書紀』は漢字で表記され、中国とは異なる漢字表記の文化が確立されている。漢字は日本語の表記において、表音文字のひらがな、カタカナと同様に重要な文字の一つである。

明治時代以降、「富国強兵」に力を注ぐわが国は教育による人材育成を急務とし、国語施策は重要な課題であった。その流れのなか、1902年(明治35)3月に「国語調査委員会」を創設している。わが国の漢字は中国を手本とするものの、その中国での漢字数があまりにも多く難解であるため、国語施策のなかで漢字制限論を打ち出している。特に小学校教育における国語の仮名遣いや漢字をわかりやすい簡易なものにすべきという方針であった。

1908年(明治41)5月に政府が告示した国語施策に関する資料の『漢字要覽』には、次のような文章が記されている。

#### 凡例

- 一 本書ハ、漢字ニ關スル大體ノコトヲ知ラシムルヲ以テ目的トシテ編纂セリ。
- 一 本書ハ、現今ノ中等教育程度ニ於テ必要ナル範圍ニ止リ、固ヨリ専門學者研究ノ爲メニ著シタルモノニ非ザレバ、成ルベク簡易ヲ主トシテ、詳密ナル議論ハ、總ベテ之ヲ避ケタリ。
- 一 本書ノ例ニ擧ゲタル文字言語ハ、總ベテ普通ニ用キルモノニ就キテ大概ヲ示シ、ソノ奇僻ニ涉ルモノハ之ヲ取ラズ。

### 漢字ノ創製及ビ構造

文字ハ、言語ニ代ヘテ思想ヲ外ニ表ハシテ、之ヲ人ニ示シ、之ヲ後ニ傳フル所以ノモノナリ。(略)

漢字ノ數ハ、世ヲ逐ウテ次第ニ増益シ、歴代字書ノ主ナルモノニ就キテ之ヲ算スルニ、漢ノ説文ニハ、九千三百五十三字アリ、梁ノ玉篇ニハ、二萬二千七百二十六字あり、明ノ字彙ニハ、三萬三千一百七十九字アリ、清ノ康熙字典ニハ、四萬二千一百七十四字アリ、康熙字典ニ至リテソノ數尤モ多ク、補遺備考ニ取メタルモノヲ合スレバ、四萬八千六百四十一字アリテ、ナホ全ク遺漏ナシトイフベカラズ。サレドモコノ中ニハ、同一ノ文字ニシテソノ體ノ異ナルモノアリ、音アリテ義ナキモノアリ、音義共ニ詳ナラサルモノアリ、書籍上ニ於テハ殆ド使用セラレタル例ナコモ

アレバ、コノ數萬ノ文字ハ、盡ク世間ニ通行セシニハ非ザルナリ。説文ヨリ以下、ミナ部門ヲ分チテ文字ヲ取メタレドモ、今日普通ニ行ハルモノハ、字彙字典等ノ分類ナリ。ソノ法、楷書ノ字體ニ就キテ、ソレゾレノ偏旁冠脚ニヨリテ部門ヲ分チテ、文字ヲ取メタレドモ、今日普通ニ行ハルモノハ、字彙字典等ノ分類ナリ。

まず、「凡例」に記されていることは、中等教育程度では簡易な漢字を主として扱うこととしている。「漢字ノ創製及ビ構造」では、中国の漢字に触れ、漢字文化の中国では、漢の時代の字典に収められている漢字の数は、9,353字、梁の時代には22,726字、明の時代では、33,179字、そして清の時代の『康熙字典』には48,641字などと膨大な数になっていることをあげている。それらの漢字は必ずしも普通の生活上には不要な漢字も含まれていることを指摘している。そして、漢字の字体を左右、上下の部分に分解し、偏、旁、冠、脚などと呼称し、漢字を構成する要素をそれぞれ分けて説明している。

日本語表記における漢字はできるだけ簡易なものにすることを明治政府が定め、その方針は今日まで踏襲されている。現在わが国の漢字はその考え方にに基づき、日常で使う常用漢字として標準化している。常用漢字とは、わが国の「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」として政府より示されたものを意味する。

### 常用漢字の変遷

1908年の『漢字要覽』では「漢字ノ變遷及ビ字體」という項目があり、そこにはそれぞれ部首に分けられた漢字が示されている。その中で障害を表す漢字として掲載されているのは、「聾」「啞」「瞽」「癩」などである。「碍」の字は見当たらない。

次に、1919年(大正8)12月に文部省国語調査室から『漢字整理案』が出されている。そこでは耳の部で「聾」、口の部で「啞」、目の部で「盲」の漢字がそれぞれ掲載されている。石の部の漢字としては、「砂、硫、碑、磨、碗、砲、硬、碓、磯、碼、破、硯、確、礎、研、碁、磁、礦」などがあげられている。ここに障碍の「碍」の字はない。

その後、政府より出された最初の漢字制限案が1923年(大正12)5月の『常用漢字表』である。漢字1,963字とその略字154字であった。この常用漢字表では、日本語の表記に関して次のように制限が示されている。

#### 凡例

- 一、本表にない漢字は假名で書く。
- 二、固有名詞には本表にない文字を用ゐても差支ない。たゞし、外國(支那を除く)の人名地名は假名書とすること。
- 三、代名詞、副詞、接續詞、助動詞および助詞はなるべく假名で書く。
- 四、外来語は假名で書く。

『常用漢字表』に掲載されてない漢字については、仮名で書くように指示している。また、『漢字整理案』に含まれていた「聾、啞」の漢字はなく、「盲」だけが載っている。石の部については、「石、砂、砲、破、研、硬、硯、碁、碎、碑、確、磁、磨、礎」の14字となっており、ここでも「碍」の字は見当たらない。

[引用・参考資料]

文化庁 <https://www.bunka.go.jp>